

(第5条関係)

別表2

まちづくり活動等事業（ソフト事業）

1. 商業、観光の振興に資する賑わいを創出するためのまちづくり活動等に要する経費
2. 地域経済の活性化に資するためのまちづくり活動等に要する経費
3. 空き店舗等を活用したまちの魅力向上のためのまちづくり活動等に要する経費
4. まちづくり施設等整備事業によって整備された施設等を活用したまちづくり活動等に要する経費

ただし、認定の申請は、同一の事業（同一とみなされる事業を含む。）については、同一年度内に1回とし、過年度から工夫が認められる場合は、通算で3回申請することができる。

補助対象区分		申請回数	補助金の額等		補助対象経費区分
			補助率等	補助限度額	
まちづくり活動等事業（ソフト事業）	中心市街地重点地域（別表6）において実施する事業	1回目	補助対象経費の4分の3以内の額	3,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金 ・旅費 ・会議費 ・会場使用料・賃借料 ・店舗賃借料（1月あたり5万円を上限とする。敷金、保証金は、対象外） ・通信運搬費 ・雑役務費 ・プロバイダー契約料・使用料 ・回線使用料 ・広報費 ・印刷製本費 ・備品費（原則リースとする） ・消耗品費 ・委託費 ・光熱水費 ・保険料 ・その他事業の実施に必要と認められる経費
		2回目	補助対象経費の3分の2以内の額	2,000千円	
		3回目	補助対象経費の2分の1以内の額	1,500千円	
	中心市街地重点地域以外で実施する事業	1回目	補助対象経費の3分の2以内の額	2,000千円	
		2回目	補助対象経費の2分の1以内の額	1,500千円	
		3回目	補助対象経費の3分の1以内の額	1,000千円	
	その他の市内全域を対象とする事業	1回目	補助対象経費の4分の3以内の額	3,000千円	
		2回目	補助対象経費の3分の2以内の額	2,000千円	
		3回目	補助対象経費の2分の1以内の額	1,500千円	